

令和5年第1回

相楽郡広域事務組合議会臨時会会議録

(令和5年3月27日)

令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会会議録

○招集年月日 令和5年3月20日(月)

○告示年月日 令和5年3月20日(月)

○招集の場所 大谷処理場 会議室

○開 会 令和5年3月27日(月) 午後2時27分

○閉 会 令和5年3月27日(月) 午後2時57分

○出席議員(12名)

1番	谷口 雄一	2番	炭本 範子
3番	西山幸千子	4番	河口 靖子
5番	由本 好史	7番	青木 敏
9番	山口 亘	10番	西 昭夫
11番	岡田 泰正	12番	三原 和久
13番	森本 隆	14番	久保 憲司

○欠席議員(2名)

6番	岡田 勇	8番	岡田 三郎
----	------	----	-------

○会議録署名議員

13番	森本 隆	1番	谷口 雄一
-----	------	----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長) 杉浦 正省 理事(木津川市長) 河井 規子

理事(笠置町長) 中 淳志 理事(和東町長)代理(和東町副町長) 奥田 右

理事(南山城村長) 平沼 和彦

会計管理者(精華町会計管理者) 上西 昌子

○事務局職員出席者

事務局長	福田 全克	次長	國子 慶順
------	-------	----	-------

主査	南山 新治
----	-------

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 発議第 1 号 相楽郡広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例
の制定について
- 第 4 議案第 1 0 号 相楽郡広域事務組合行政手続条例の制定について
議案第 1 1 号 相楽郡広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条
例の制定について
議案第 1 2 号 相楽郡広域事務組合情報公開条例の全部を改正する条例
について
議案第 1 3 号 相楽郡広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例
の全部を改正する条例について
議案第 1 4 号 相楽郡広域事務組合職員定数条例の全部を改正する条例
について

令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会

令和5年3月27日（月）

大谷処理場 会議室

（午後2時27分 開会）

○議長 皆さん、こんにちは。年度末のご多用のところ、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議に欠席の通告議員は、6番岡田勇議員、8番岡田三郎議員であります。

ただ今の出席議員は12人で定足数に達しております。

これより、令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会に、傍聴の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。

広報用として、写真撮影を許可していますので、ご了承願います。

それでは、代表理事からあいさつを受けます。

杉浦代表理事

○代表理事 議員の皆さん、こんにちは。代表理事の精華町長の杉浦でございます。開会にあたりまして、一言挨拶申し上げます。

本日は、令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会の招集をさせていただきますところ、議員の皆さま方におかれましては、公私とも、大変御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

理事者側の出席者ですが、和束町長の堀理事が他の公務のため、代理で奥田副町長に出席いただいておりますので報告いたします。

平素は、当組合の運営に格別のご高配を賜りまして、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、今臨時会に提案いたします議案は、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴います関連する条例、5件でございます。

十分ご審議いただき、原案のとおり、それぞれご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長 どうもありがとうございました。

議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議規則第128条の規定により、13番森本隆議員、1番谷口雄一議員を指名しま

す。

なお、両名に不都合がございます場合は、順次その後順の議員の方にお問い合わせをすることといたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は、去る3月14日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、発議第1号、相楽郡広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

山口委員長

○山口委員長 発議第1号、「相楽郡広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、地方自治法第109条第6項及び相楽郡広域事務組合議会会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会を代表して、別紙のとおり条例案を提出します。

提案理由といたしましては、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、個人情報保護制度が地方公共団体にも適用されることとなりました。

ただし、議会については、改正後の個人情報保護法の適用対象外とされたことから、同法の施行日、令和5年4月1日以降の議会の個人情報の取扱いを規定するため、本条例を制定するものです。

本条例案の内容につきましては、去る2月15日開催の全員協議会で説明があったとおり、新個人情報保護法を条例化したものであり、条例案については、全国3議長会の条例案を基本とし、木津川市議会の条例案を参考にしておるものでございます。

附則といたしまして、令和5年4月1日より施行するものでございます。

以上、提案説明といたします。

○議長 以上で、議案の説明が終了しました。

この案件は、去る2月15日の全員協議会において、説明がなされていることから、質疑・討論を省略し、採決することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

この採決は、起立によって行ないます。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

起立全員であります。

よって、発議第1号、相楽郡広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第10号、相楽郡広域事務組合行政手続条例の制定について、議案第11号、相楽郡広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第12号、相楽郡広域事務組合情報公開条例の全部を改正する条例について、議案第13号、相楽郡広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例について、議案第14号、相楽郡広域事務組合職員定数条例の全部を改正する条例についてを一括して議題とします。

代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事。

○代表理事　それでは、議案第10号から第14号までを一括して提案させていただきます。

議案第10号、相楽郡広域事務組合行政手続条例の制定について

相楽郡広域事務組合行政手続条例を別添のとおり定めます。

令和5年3月27日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

「行政手続法」第38条の規定の趣旨により、本組合の許認可、処分、行政指導、届出に関する手続きについて、行政運営における公正の確保と透明性を図るため、本条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第11号、相楽郡広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

相楽郡広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を別添のとおり定めます。

令和5年3月27日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により「個人情報の保護に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、本条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第12号、相楽郡広域事務組合情報公開条例の全部を改正する条例について

相楽郡広域事務組合情報公開条例の全部を改正する条例を別添のとおり定めます。

令和5年3月27日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

「相楽郡広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例」の全部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第13号、相楽郡広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例について

相楽郡広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例を別添のとおり定めます。

令和5年3月27日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

「相楽郡広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定により、「相楽郡広域事務組合個人情報保護条例」が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第14号、相楽郡広域事務組合職員定数条例の全部を改正する条例について

相楽郡広域事務組合職員定数条例の全部を改正する条例を別添のとおり定めます。

令和5年3月27日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことに伴い、現在の本組合における個人情報に関する条例等の改正整備に際し、議会、監査委員及び公平委員会の事務を担当する職員の定めが不明確であるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細については、事務局長から説明をさせますのでよろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長

はい、議長。事務局長の福田でございます。

それでは、議案第10号から議案第14号まで一括して補足説明を申し上げます。

まず、議案第10号、相楽郡広域事務組合行政手続条例の制定について、説明をさせていただきます。

行政手続法の規定の趣旨に則りまして、地方自治体は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、必要な措置を講ずる努力義務がございます。そのため、地方自治体の機関が行う処分や行政指導、届出に関する手続きの共通事項について条例制定が必要でしたが、相楽郡広域事務組合においては、これまで未整備のままでございました。

今回、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う、関連条例の制定や改正に伴いまして、組合の情報公開・個人情報保護審査会の委員のご意見によりまして、検討の結果、関係条例の整備と同時に本条例を制定させていただくこととなったものでございます。

内容といたしましては、議会の個人情報の保護に関する条例及び法律施行条例については、木津川市の条例に準じておりますので、本条例につきましても木津川市行政手続条例の例により制定をするものでございます。

施行日は、関連する条例と整合性を図り、令和5年4月1日からとしております。

次に、議案第11号、相楽郡広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、説明をさせていただきます。

今回の個人情報保護法の改正は、デジタル社会に対応するため、データ流通と個人情報の保護との両立を図る目的で改正されたものであり、地方公共団体においては、法律の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができるとされました。

これにより、条例で定めることが法律上必要な事項及び条例で定めることが法律上許容されている事項について検討を行い、法律施行条例を制定しました。

制定に当たりましては、木津川市の法律施行条例に準じまして、組合の規定内容との整合性を図りました。

条例案につきましては、3月17日付けで京都府地方検察庁との協議は整っております。

なお、施行期日につきましては、法の施行日である令和5年4月1日から施行することを定めております。

また、現行の相楽郡広域事務組合個人情報保護条例は廃止するため、経過措置を設けております。

次に、議案第12号、相楽郡広域事務組合情報公開条例の全部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

代表理事からの趣旨説明にございましたとおり、情報公開・個人情報保護審査会条例の改正について、木津川市の審査会条例に準じ、全部改正することから、本条例につきましても、審査会条例同様、木津川市情報公開条例に準じまして、組合の規定内容との整合性を図りました。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第13号、相楽郡広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

相楽郡広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定によりまして、相楽郡広域事務組合個人情報保護条例が廃止されることに伴い、審査会の調査審議に必要な規定等について、本条例に定めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行することとし、本条例に伴う経過措置と相楽郡広域事務組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を設けております。

最後に、議案第14号、相楽郡広域事務組合職員定数条例の全部を改正する条例につきましては、代表理事からの趣旨説明のとおりでございます。

なお、議案第11号、12号、13号の議案の条例案につきましては、事前に本組合情報公開・個人情報保護審査会の委員に対し、議案第10号の行政手続条例を新たに制定することも含め意見照会をしておりましたが、条例案のとおり異論はなく、ご確認をいただいております。

以上、議案第10号から議案第14号までの補足説明とさせていただきます。

○議長 以上で、議案の説明が終了しました。

これより質疑を行ないます。

なお、質疑の回数につきましては、会議規則第55条に、「質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。」と規定されていますので、よろしく願いいたします。

議案第10号の質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ質疑を終結いたします。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行ないます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行ないます。

議案第10号、相楽郡広域事務組合行政手続条例の制定についてを採決します。

採決は、起立によって行ないます。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

起立全員であります。

よって、議案第10号、相楽郡広域事務組合行政手続条例の制定については、原案の

とおりの可決されました。

次に、議案第11号の質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　なければ質疑を終結いたします。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行ないます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより採決を行ないます。

議案第11号、相楽郡広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決します。

採決は、起立によって行ないます。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

起立全員であります。

よって、議案第11号、相楽郡広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号の質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　なければ質疑を終結いたします。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行ないます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより採決を行ないます。

議案第12号、相楽郡広域事務組合情報公開条例の全部を改正する条例についてを採決します。

採決は、起立によって行ないます。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

起立全員であります。

よって、議案第12号、相楽郡広域事務組合情報公開条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号の質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　なければ質疑を終結いたします。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行ないます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより採決を行ないます。

議案第13号、組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例についてを採決します。

採決は、起立によって行ないます。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

起立全員であります。

よって、議案第13号、組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号の質疑はありませんか。

西山議員。

○西山議員　質疑というか、再確認なのですが、定数条例で代表理事の事務局の職員が5人と定め、それは変わらないと、それ以外の部分で併任という形になるわけなんですけど、そういう改正案なんですけど、新年度、実際には何人でスタートして、すべて同じメンバーがほぼ入るといことになるということによかったですか。

○議長　福田事務局長

○福田事務局長　はい、議長。3番、西山議員のご質問でございます。令和5年度から何人でスタートするかということでございますが、今、現員が3人、5人の定員のところで、常勤職員3人でございます。3月31日をもって私、事務局長が定年退職しますので、2人になるわけでございますが、精華町から派遣で4月1日にお迎えする予定にしておりますので、常勤3人となります。代表理事の事務局5人のうちの3人で、4月1日付で議会、監査委員、公平委員会にそれぞれ2人を併任でおくことになり、併任職員は、定数に含まれることとなります。だれが、議会の事務など4月1日になるわけございまして、まだ、わかりませんが、そういうことございまして、

○西山議員　おこたえしづらいことだと思うんですね、これも本来だったら、改善の方向で進めていただきたいなど。今、これらの条例制定のための、こういう形ではっきりと条例で制定するということで、今後の課題であると指摘しておきます。

○議長　他に質疑はありませんか。

なければ質疑を終結いたします。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行ないます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行ないます。

議案第14号、相楽郡広域事務組合職員定数条例の全部を改正する条例についてを採決します。

採決は、起立によって行ないます。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

起立全員であります。

よって、議案第14号、相楽郡広域事務組合職員定数条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を閉会します。

本日は、長時間にわたり、慎重にご審議を賜り、大変ありがとうございました。

議員の皆さまの今後ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。大変ご苦勞様でした。

(午後2時57分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 久保 憲司

会 議 録 署 名 議 員 森本 隆

〃 谷口 雄一